

第 7 回 沖 縄 県 教 育 委 員 会 会 議 (定 例 会)

1 日時 平成26年5月21日 15時00分～16時07分

2 場所 教育庁第1・第2会議室

3 出席者

委員	宮城 委員 (委員長) 富川 委員 泉川 委員 石嶺 委員 照屋 委員 諸見里 委員 (教育長)	(欠席委員) なし
教育 庁	統括監等	教育指導統括監、教育管理統括監、参事 (2名)
	課長及び 班長等	総務課長、教育支援課長、施設課長、学校人事課長 県立学校教育課長、義務教育課長、保健体育課長、 生涯学習振興課長、文化財課長
	職務のため 出席した者	(事務局) 総務課総務班班長、同班主査 (2名)、同班主事 学校人事課小中学校人事管理監、同課小中学校人事班主幹、同班主査 義務教育課副参事、同課副参事兼義務教育指導班班長、同班指導主事
4 傍聴した者		
記者22人 / その他20人		

平成26年第7回県教育委員会会議（定例会）

（開会15:00）

委員長	ただいまから平成26年第7回県教育委員会会議・定例会を開催します。 はじめに議事日程の決定を行います。会期は本日1日とし、会議の順序等についてはお配りした日程案のとおりとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 次に、平成26年第6回会議録の承認を行います。照屋委員をお願いします。
照屋委員	正確に記載されてます。
委員長	正確に記載されているとのことですので、承認してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 今回の会議録署名人は、富川委員をお願いします。
富川委員	はい。了解しました。
委員長	本日は報告事項が「なし」とのことですので、議事に入ります。 本日は、議案が2件となっておりますが、議案第2号は人事案件となっておりますので、非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 それでは、議案第1号の「沖縄県教科用図書採択地区の設定について」ですが、議案に関連して、教育長から報告事項があるとのことですので、報告をお願いします。
教育長	竹富町教育委員会が現行の八重山採択地区協議会を離脱し、独自の採択地区の設定を希望していることに対して、3市町を訪問して確認してまいりましたので報告したいと思います。 3市町には5月12日から13日にかけて、大城義務教育課長と一緒に訪問してまいりました。12日の午前中に与那国町教育委員会の崎原教育長を訪ねました。崎原教育長は、3市町は本来なら一体が望ましいが、あえて竹富町が分離独立を希望するのであれば仕方がないのではないかとのことでした。加えて「竹富町の足を引っ張ることはしない」ともおっしゃってまいりました。 そして、その日の午後には竹富町へ足を運びました。竹富町教育委員会の慶田盛教育長は、現行の八重山採択地区協議会からの離脱・独立を強く主張されてまいりました。 その理由として、竹富町は多くの島々を抱えており、石垣市や与那国町とは異なった独自の地理的、文化的条件を有するということや、それにより独自の教科書のニーズがあることを挙げておられました。また、教科書の調査

	<p>研究については、現職教員だけではなく、町内に多数いる退職教員、校長や有識者等の活用もできるとのことで、まったく問題はないという見解でした。</p> <p>石垣市には翌日の13日に訪問しております。石垣市教育委員会の玉津教育長は、3市町は一体が望ましいことを主張されおりました。しかしながら、竹富町教育委員会の分離独立の意向については、意見を言う立場にないことと、そのことに係る県教育委員会の決定についても意見を言う立場にはないと明言されておりました。</p> <p>また、教科書選定に係る3市町の共同研究体制構築の可能性についてですが、与那国町は明言はされていませんが、消極的に見受けられました。竹富町に関しても、自分たちで調査研究は十分可能だという強い意向を示しており、共同研究については消極的でした。</p> <p>石垣市については、与那国町と竹富町の2町が消極的だったことから、共同研究についての意見は伺っておりません。</p> <p>このことについては、報道と異なる点がありますので、ご報告させていただきたいと思っております。以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。ただいま報告がありましたが、ご質疑等ございませんでしょうか。</p> <p>(なし)</p> <p>ほかにはご質疑がないようですので、議案第1号「沖縄県教科用図書採択地区の設定について」義務教育課から説明をお願いします。</p>
義務教育課長	<p>(議案第1号の説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「沖縄県教科用図書採択地区の設定について」
委員長	<p>説明のとおり、本議案は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の改正により、教科用図書採択地区の構成単位が市町村単位に変更されたことを受け、本県の歴史的な経緯や地理的・自然的条件等、沖縄の置かれた特殊な諸事情を勘案した上で、県内のそれぞれの地域の教育効果を高めることを念頭に採択地区の再設定を行うものです。</p> <p>各委員からご意見等ございますでしょうか。</p>
富川委員	<p>採択地区を変更するにあたって、竹富以外の6町村については、復帰前の行政区や教育事務所等の管轄区域と現在のものに地理的な乖離があつて、それを本来の姿に戻すということで提起している訳です。</p> <p>竹富については、自然的な色々な条件だけでなく、島の視点から教育を展望するという点において、地域の独自性、特異性がある、これは今、色々なグローバリゼーションが展開している訳ですが、やはり地域とグローバリゼーションが有機的につながったグローバルな視点を持たなければいけない、そういう視点から教育ができる可能性を有しているということで、要す</p>

	<p>るに、客観的に教育効果や子ども達の教育の向上といった視点から判断したということ再度強調しておきたいと思ひます。</p> <p>八重山の教科書採択問題が課題となつていた訳ですが、帰結として収束することを望んでいるということコメントしたいと思ひます。以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>これまで度重ねて議論を重ねてきましたが、教育の質の向上を起点にして議論を展開してきています。</p> <p>他に補足等ありましたらどうぞ。</p>
石嶺委員	<p>今回の法改正により、市町村単位での採択が可能となつたということですが、だからといって地域のエゴイズムが介在するというのは好ましい話ではないということでもあります。</p> <p>今回の竹富町の単独の採択地区の根拠について、そこに地域のエゴではないそれなりの理由があるかどうかという視点からのチェックもまた必要だと思ひますが、そのときの判断基準は地方教育行政の原点である、子ども達の安定した教育環境を確保するとともに、教育の質の向上が継続的に図られているものでなければならないということと、同時に、地域の自主性が尊重されなければならないということの2点であると思ひます。</p> <p>今回竹富町から出されている変更の目的、理由ですが、地域の自然、文化、歴史、教育環境等の教育内容の推進にマッチした、教科書の採択が望ましいということですが、これは、これまで竹富町が一貫して対応してきたスタンスであります。と同時に、竹富町の教育環境は安定しており、先生方の努力によって学力レベルも一定以上の成果を上げておられると聞いております。</p> <p>要は、子ども達の安定した教育環境と同時に、教育の質の向上を継続して図りたい、そのためには独立した単独の採択地区によって必要な教科書を選択できる仕組みを作りたいという竹富町の要望は納得性のあるものだと思ひています。</p> <p>したがって、今回の形での結論に至つたと思ひています。以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p>
泉川委員	<p>国の教育改革の実行プランができ、それから法律が整備されたということで、これまで3年に及ぶ状況から脱することができるということですが、国においては法の整備をするということその責任を果たし、我々沖縄県教育委員会としても、「現場の子ども達の静謐な教育環境を守る」という観点と「法律遵守」という観点からこの問題に対応してきたところです。</p> <p>時間をかけてきましたが、このような形で解決の方向性を見いだすことができたということで、現場で子ども達の教育を守つて下さっている先生方、保護者、関係者の皆様、それからこの間、色々と努力をされた方の行動、活動、思いに敬意を表したいと思ひます。以上です。</p>

委員長	ありがとうございます。
教育長	<p>本来ならば3市町が自主的に協議して解決していくことが望ましいことですが、こうして長引いてしまい、国から是正要求が出され、膠着状態に陥ってしまったことに対して、県教育長として忸怩たる思いがございます。</p> <p>今後、国への報告に行くことになると思いますが、きちんと説明責任を果たし、理解をいただきたいと思っております。</p> <p>また、国に対しては違法確認訴訟を起こさないよう配慮してもらいたいと思っております。以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、議案第1号について、このとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし。
委員長	<p>このとおり決定します。次の議案第2号は非公開案件となりますので、関係者以外のご退室願います。休憩します。</p> <p>(関係者以外退室)</p> <p>(以下は非公開部分のため省略します)</p>